

健康専門委員：帰属分はどうなっているか、

兼務事務官：地代には含まれないと思う。

中村委員：一般的定義には帰属分を含むとなっているが、

健康専門委員：ク48では、土地に関しては明記されていない。むしろ帰属計算の方が推計しやすい。

原簿国民経済計算調査室長：他人から借りている場合が問題だと思う。

中村委員：この点はチェックすること。

赤井課長：本日の御意見を尊重し推計作業を進めたい。

(次回開催予定)

中村委員：今回は7月23日(金)同時刻に開催する。

IV. 損害保険の推計について

(推計担当者 巖島正壽)

1. 損害保険の概況

損害保険は、偶然の事故が起こった時、その損害を埋め合わせることを目的とし、その事故により実際に生じた損害額を評価し、支払うことを原則としている。また、生命保険が20年、30年といった長い期間の契約であるのに対し、損害保険は、比較的契約期間の短いものが多く、大部分が1年以内という突発であり、このため経済の変動にも順応しやすい。

2. 損害保険の種類と分類

(1) 事業形態による分類

ア. 火災保険

火災保険、住宅集合保険、店舗集合保険、簡易火災保険、月掛火災保険、小口火災保険、月掛住宅保険、月掛商工保険、地震保険、月掛地震保険、債権保全火災保険、森林火災保険、新

船保険、火災相互保険(造船払戻期保険)、建
物更新保険、長期総合保険、田地保険、

1. 海上保険

船舶保険、貨物保険(積荷保険)、運送保険

ウ. 新種保険

自動車保険、月掛自動車保険、分割払自動車
保険、自動車運致者損害賠償責任保険、自賠責
保険(以上5種目を自動車保険として別に、以
下を「その他新種」とし、単に「新種」という。)
航空保険、傷害保険、盗難保険、信用保険(信
用保証、身元保証人責任保険、倒産取立代理保
険)、保証保険(入札保証、履行保証、住宅ロ
ーン保証)、ガラス保険、風水害保険、機関汽
缸保険(ボイラ、ターボセット保険)、動物保
険(競走馬保険、ミンク保険)、労働者災害補
償責任保険、賠償責任保険、船客傷害賠償責任
保険、動産総合保険、原子力保険、建設工事保
険、機械保険、組立保険

(2) 事故発生のお客体による分類

ア. 物保険

(ア) 財物(財産)保険

船舶保険、貨物保険、火災保険、住宅総合
店舗総合保険、自動車車両保険、航空機体保
険、動産総合保険など

(イ) 利益保険

利益保険、取債保険

(ウ) 責任保険

賠償責任保険、自賠責保険、自動車・航空
・船舶・機械、その他の保険の賠償責任系類

イ. 人保険 --- 傷害保険、

(3) 保険加入の目的による分類

ア. 家計保険

家族・小口の貨物保険・運送保
険、運転者賠償保険、賠償責任
保険(個人、ゴルフアー、ハン
ター)、簡易火災保険、月掛火
災保険、住宅総合保険

(交通)

火災保険、自動車保険、自賠責
保険、盗難保険、動産総合保険

1. 企業保険
- 傷害保険, 風水害保険, 信用保
険, 住宅ローン保証保険
 - 店舗総合保険, 月掛商工保険,
利益保険, 建設工事保険, ガラ
ス保険, 機械保険, 組立保険,
保証保険, 賠償責任保険, 航空
保険, 船舶保険
 - 貨物保険, 運送保険, 顧客傷害
賠償責任保険, 労働者災害補償
責任保険, 原子力保険, ボイラ
・ターボセット保険, 動植物保険

3 損害保険部門の範囲

(1) 民間

- ア 損害保険会社, 外国損保会社
- イ 船主相互保険組合, 火災共済協同組合
- ウ 農業信用保険協会
- エ 農業共済組合, 農業共済事業会計, 農業共済

組合連合会, 漁業共済組合, 漁業共済組合連合
会

(2) 公的

ア 交通災害共済事業会計

イ 地震・自賠責・水船・農業共済・漁船漁業の
各再保険特別会計

ウ 森林・輸出・機械類信用・漁業融資保証の各
保険会計

エ 住宅金融公庫の住宅融資保険事業

オ 中小企業信用保険公庫の保険事業

4 損害保険の保険料と保険金

損害保険の収入保険料は, 直接自己の保険証券の
売上げである「元受保険料」と, 他の保険会社の元
受契約の一部を再保険契約で引き受ける「受再保険
料」があり, 元受契約の一部を他社に売って再保険
する(出)「再保険料」を控除して「正味収入保険
料」となる。

これに対し「正味保険金」は, 元受営業に対する

「支払保険金」に受再保険の「支払保険金」を加え、元受支払保険金の出再部分に対する再保険回収金を控除したものである。したがって保険料および保険金は下記のように算定される。

保 険 料	保 険 金
元受保険料	元受支払保険金
- 解約返戻金	- 売却金・回収金
- その他返戻金	+ 再保険金割戻
- 満期払戻金	- 出再保険金
- 無事戻金	- 保険金戻入
元受(正味)保険料	+ 支払再保険金
- 出再保険料	正味保険金
+ 再保険返戻金	
+ その他再保険収入	
+ 受再保険料	
正味保険料	

5. 推計方法

(1) 保険料および保険金の総額 — 損害保険部門 —

A. 民間損害保険

(A) 損害保険会社 — 「保険年鑑」の損害保険会社事業損益計算書より

i. 保険料 - 解約返戻金 - その他の返戻金 - 満期返戻金 = A

再保険料 - 再保険返戻金 - その他の収入 = B

A - B = 正味収入保険料

ii. 保険金 - 保険金戻入 = A'

再保険 - 再保険金割戻 = B'

A' - B' = 正味支払保険金

(1) 外国損害保険会社 — 「保険年鑑」の外国損害保険会社保険種別事業成績一覧表より

i. 収入保険料(元受) - 同上(再保険) = 正味収入保険料

ii. 支払保険金(元受) - 同上(再保険) = 正味支払保険金

(ウ) 船主相互保険組合-----「保険年鑑」の船主

相互保険組合事業損益計算書より

保険料 - 解約返戻金 - その他の返戻金 = A

再保険料 - 再保険返戻金 - その他の収入 = B

$A - B =$ 正味収入保険料

保険金 - 保険金戻入 = A'

再保険金 - 再保険金割戻 = B'

$A' - B' =$ 正味支払保険金

(エ) 火災共済協同組合-----「保険年鑑」の火災

共済協同組合事業損益計算書より

火消掛金 - 解約返戻金 - その他返戻金

- 満期返戻金 = A

再共済料 - 再共済返戻金 - その他の収入 = B

$A - B =$ 正味共済掛金

共済金 - 再共済金 = 正味共済金

1. 公的損害保険

(カ) 森林保険-----「農林省所管森林保険特別会

計損益計算書」より

森林保険料 - 保険料還付金 - その他の

払戻金 = 保険料受取

保険金 - 保険金回収 = 保険金支払

(キ) 輸出保険-----「通商産業省所管輸出保険特

別会計損益計算書」より

保険料 - 払戻金 = 保険料受取

保険金 - 回収金 = 保険金支払

(ク) 中小漁業融資保証保険-----「農林省所管中

小漁業融資保証保険特別会計」より

保険料 - 払戻金 = 保険料受取

保険金 - 回収金 = 保険金支払

(ケ) 機械類信用保険-----「通商産業省所管機械

類信用保険特別会計損益計算書」より

保険料 - 払戻金 = 保険料受取

保険金 - 回収金 = 保険金支払

(カ) 地震再保険-----「損益計算書」より再保険

料 「決算書」より再保険収入

(カ) 木船再保険-----「損益計算書」より再保険

料 - 払戻金 = 保険料受取 再保険金

「決算書」より再保険収入、再保険費

(キ) 自動車損害賠償責任再保険……「損益計算書」より

再保険料 - 払戻金 + 賦課金 - 払戻金 = 保険料受取

再保険金 + 保障費 = 保険金支払

「決算書」より

再保険収入 + 賦課金収入、再保険費 + 保障費

(ク) 農業共済再保険……「損益計算書」より

共済組連より再保険料 - 払戻金 + 果樹 - 払戻金 + 臨時畑作 + 一般会計より再保険料見合受入 = 保険料受取

再保険金 (農業 + 家畜 + 果樹) + 臨時畑作 = 保険金支払

同「決算書」より再保険料、再保険費

(ク) 漁業再保険・漁業共済再保険……「損益計算書」より

再保険料 + 漁業共済再保険料 = 保険料受取

再保険金 + 漁業共済再保険金 = 保険金支払

「決算書」より再保険料、再保険費

(1) 住宅金融公庫……住宅融資保険料、支払保険金

(ハ) 中小企業信用保険公庫……保険料、支払保険金 - 回収金 = 保険金支払

(ニ) 農業信用保険協会……保険料

保険金 - 回収金 = 保険金支払

(2) 制度部門別受取・支払

(1)の損害保険部門の保険料および保険金を次の様な方法により制度部門別に分割する。

ア 損害保険

「保険年鑑」より損害保険種別事業成績一覧表より求めた保険種別正味収入保険料、正味支払保険金をこの(3)に示してある、「保険加入の目的による分類」により主たる加入者(家計・企業・共通)の部門別に配分する。

(収入保険料と支払保険金の主たる加入者は、原則的に同じとする。)

左だし額の大きい火災保険・自動車・自賠責

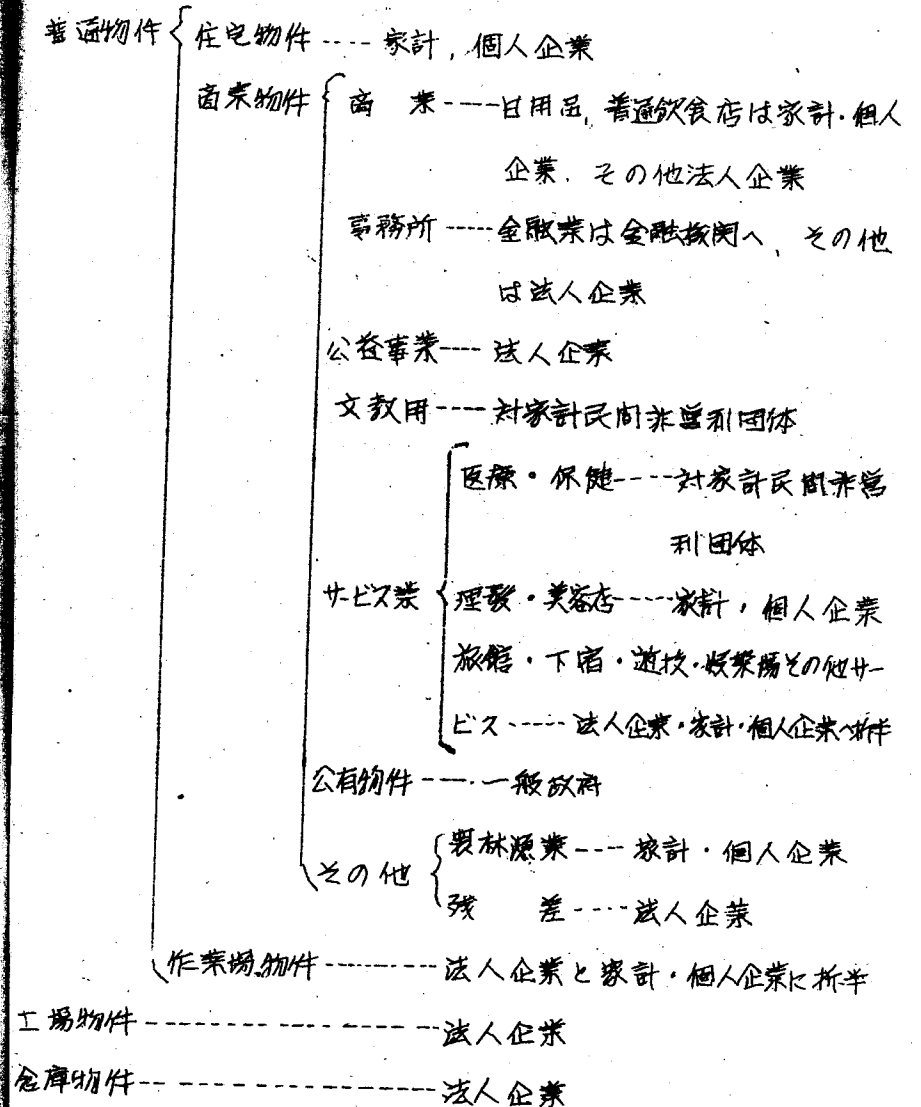
保険については、各制度部門に共通する保険なので以下の様に制度部門比率を作成して保険料・保険金を分割する。

(ア) 火災保険……損害保険料率算定会「火災保険統計」により

普通物件、工場物件、倉庫物件別の保険料および支払保険金を用いる。

工場物件、倉庫物件は、法人企業とし、普通物件のうち、住宅物件は、家計とし、作業場物件は、法人企業と個人企業とに折半し、商業物件中商業は、日用品、普通飲食店を個人企業とし、他を法人企業とする。事務所は、金融事務所を金融機関とし、その他の事務所は、法人企業とする。公益事業は、法人企業とする。文教用は、対家計民間非営利団体とし、サービス業は、多岐あるが、医療・保健を対家計民間非営利団体とし、理髪・美容店を個人企業として、旅館・下宿・遊技・娯楽場、その他サービスは法人企業、個人企業とに折半し、その他中製林

・源泉は、個人企業とし、残差は、法人企業とする。(下記の表を参照)。



(4) 自賠責保険-----

自動車保険率算定会「自賠責保険統計」による
車種別保険料、保険金を用いる。なお、喫豆
火災海上(株)

「自動車保険取扱規定集」を部門配分する際、
参考資料とする。

i) 乗合自動車・乗用自動車(営業用・タクシ
ー・ハイヤー)普通貨物自動車(営業用)
小型貨物自動車(営業用)商品自動車、特殊
用途自動車、被けん引自動車
-----法人企業とする。

ii) 乗用自動車(個人タクシー・自家用)普通
貨物自動車(自家用) 小型貨物自動車(自
家用) 小型二輪及軽自動車
-----家計と個人企業

iii) 特殊及緊急自動車
-----対家計非営利団体

イ 外国損保会社

適当な分割資料がないため、加入者目的別分類

を参考として火災、自動車、自賠責----法人企業
と家計・個人企業に折半する。

その他は、法人企業に配分する。

ウ その他の損保

- (ア) 船主相互保険組合 ----- 法人企業
- (イ) 火災共済共同組合 ----- 個人企業
- (ウ) 森林保険 ----- 〃
- (エ) 輸出保険 ----- 法人企業
- (オ) 中小漁業融資保証保険 ----- 金融機関
- (カ) 操縦者信用保険 ----- 法人企業
- (キ) 地震再保険 ----- 金融機関
- (ク) 水船再保険 ----- 〃
- (ケ) 自動車損害賠償責任再保険 ----- 〃
- (コ) 農業共済再保険 ----- 〃
- (ク) 漁船・漁業再保険 ----- 〃
- (シ) 任意金融公庫 ----- 〃
- (ソ) 中小企業作用保険公庫 ----- 〃
- (セ) 農業信用保険協会 ----- 〃

(3) 制度部門別受取・支払総額

ア. 帰属サービス料の制度部門別推計

まず5の(1)で求めた保険料と保険金を保険種類・制度部門別に「正味保険料 - 正味保険金 = 帰属サービス料」によって算出する。

1. 損害保険部門の保険料受取総額

5の(1)で求めた損害保険部門の保険料総額からの保険金総額を差引を損害保険部門の受取総額とする。

イ. 制度部門別損害保険料支払総額

5の(1)で推計された制度部門別の保険料からアで求めた帰属サービス料を控除して損害保険料支払総額とする。

なお、損害保険サービス料は生産者では中間消費に家計では、最終消費支出に計上される。

6 推計上の問題点

- (1) 共済事業として保険類以外の事業が行なわれているが、内容的に被共済者(被保険者)の範囲が広く、

共済金額が高額であったり、共済金と共済掛金が細かく、保険と実質的に変わらないものもあるれば、きわめて、不完全と思われるものもある。又、適用料金の算出方法などに多くの問題がある。

- (2) 自動車、自賠責保険の中で一般政府分が把握できない。

- (3) 火災保険の部門分割法は、1年契約のみの保険を対象としている。

付 損害保険取引の例示

表1 損害保険部門

保険金支払 100	保険料受取 160
（非金融企業へ 30）	（非金融企業から 50）
金融機関へ 25	金融機関から 40
一般政府へ 15	一般政府から 20
社会計民衆へ 10	社会計民衆から 18
家計へ 20	家計から 32

表2 制度部門の受払バランス
非金融企業

保険料支払 50	保険金受取 30
金融機関	

保険料支払 40	保険金受取 25
保険金支払 100	保険料受取 160

一般政府

保険料支払 20	保険金受取 15
----------	----------

社会計民間非営利団体

保険料支払 18	保険金受取 10
----------	----------

家計

保険料支払 32	保険金受取 20
----------	----------

契約にもとづく前掲の移転には、損害保険の保険料（支払の場合5.1受取の場合5.3）と同様の保険金（受取の場合5.2、支払の場合5.4）が含まれる。

損害保険の保険料（保険料160-帰属サービス料60=100）は会計期間中の被害に対し保険をかけるリスクコストをあらわしている。

損害保険に対する帰属サービス料は（保険料160-当該期間中に支払われるべき保険金100=60）に等しい。

したがって損害保険業者の場合には保険料（100）と当該期間中に支払う保険金（100）は等しい。

- P198, 7.53 -

損害保険金のサービス料金は生産者では中間消費者に、家計では最終消費者に計上される。保険サービス料を支払保険料の額に比別して加入者の種類別に配分することが考えられる。

- P157.6.39 -

1. 表1から保険金の受取額（3.52）と保険金の支払額（3.54）が所得支出勘定に記帳される。
2. 此保険料が所得支出勘定の3.5.3に記帳される。
3. 各制度部門の保険料支払からサービス料を控除した額が所得支出勘定の3.5.1に記帳される。

	① 支払保険料	② 同構成比 %	③ サービス料の配分	④ 支払
非金融企業	50	31.0	19	31
金融機関	40	25.0	14	26
一般政府	20	13.0	7	11
社会計民衆	18	11.0	7	11
家計	32	20.0	11	21
	160	100.0	60	100

表3 所得支出勘定

A 非金融企業

3.5.1 損害保険料 支払総額 31	3.5.2 損害保険金 受取額 30
------------------------	-----------------------

B 金融機関

3.5.1 損害保険料 支払総額 26	3.5.2 損害保険金 受取額 25
3.5.4 損害保険金 支払額 100	3.5.3 損害保険料 受取総額 100

C 一般政府

3.5.1 損害保険料 支払総額 11	3.5.2 損害保険金 受取額 15
------------------------	-----------------------

D 社会計民間非営利団体

3.5.1 損害保険料 支払総額 11	3.5.2 損害保険金 受取額 10
------------------------	-----------------------

E 家計

3.5.1 損害保険料 支払総額 21	3.5.2 損害保険金 受取額 20
------------------------	-----------------------